

グローバルスタートアップ成長投資ファンド  
(ファンドオブファンズ (FoF))

募集要項

<事前審査申請書受付期間>

令和8年5月25日(月)～令和8年6月12日(金)まで(消印有効)

<応募先及びお問い合わせ先>

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部ファンド事業企画課

〒105-8453 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37 森ビル

E-mail : fundinfo@smrj.go.jp

令和8年5月25日

独立行政法人中小企業基盤整備機構  
ファンド事業部

グローバルスタートアップ成長投資ファンド（ファンドオブファンズ（FoF））  
募集要項

令和8年5月

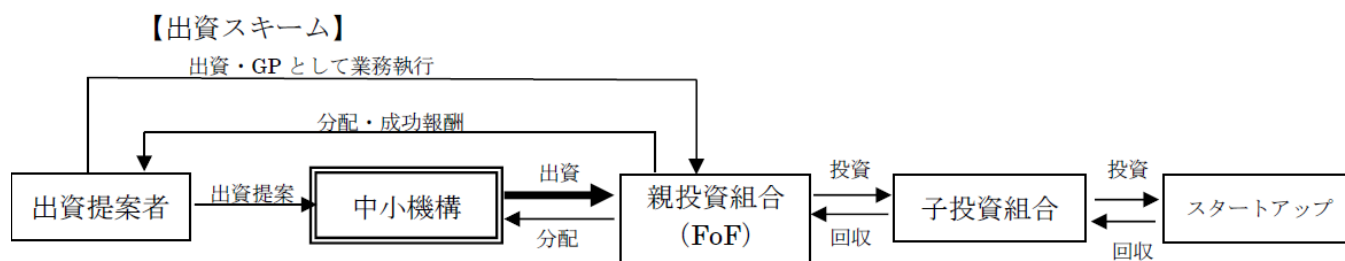
1. 事業目的・内容

将来の日本の雇用、所得、財政を支える新たな担い手となるグローバルで活躍するスタートアップを創出していくためには、スタートアップのグローバルマーケットへの展開を支援し、事業規模の拡大を支援していくことが重要です。

このため、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、資金力や海外展開ノウハウを有する国内外のグローバルベンチャーキャピタルが運営するファンドへの出資を通じて、グローバル展開を目指す、ディープテック領域を中心とした国内のスタートアップへのリスクマネーの供給や海外展開ノウハウの提供を促進する取組を行っています。本取組を、より効果的・効率的・迅速に実行していくことを目的に、国内外のグローバルベンチャーキャピタルが運営するファンドに対する優れた投資能力や実績を有する者と連携した出資を行うため、国内外のグローバルベンチャーキャピタルが運営するファンドに投資を行うファンドオブファンズ（FoF）に出資を行います。

2. 出資対象

他の投資組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に基づく投資事業有限責任組合（以下「組合」という。）又は外国の法令に基づいて設立された団体であって組合に類似するもの（以下「海外組合」といい、また、組合及び海外組合を「投資組合」と総称する。))であって海外における事業の展開に取り組む中小企業者に対して投資するもの（以下「子投資組合」という。）に対する投資事業を行う投資組合（以下「親投資組合」といい、出資提案者と中小機構の二人組合を想定）。なお、中小機構が組合の有限責任組合員又は海外組合の有限責任組合員に類似するものとして出資するものに限りません。



3. 公募対象となる方

提案時点で次の全ての条件を満たす事業者。

- (1) 別紙に掲げる出資要件を満たす投資組合を組成し、無限責任組合員等（組合の無限責任組合員又は海外組合の無限責任組合員に類似するものをいう。）として業務執行を行おうとする者
- (2) 直近1年間の法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村民税又は外国が課すこれらの税に相当する税の滞納がない者
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者でないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始申立がなされている者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者でないこと

#### 4. 申込方法

所定の事前審査申請書（提案書）その他下記必要書類各1部をメール等で送付して下さい。

事前審査申請書（提案書）の様式については、下記「7. 応募先及びお問い合わせ先」までお問い合わせください。

（提出書類）

- ・事前審査申請書（提案書）（事前審査を通過した方には改めて提案書等のご提出をお願いします。）
- ・投資組合設立趣意書
- ・確定申告書又は外国のこれに類似するもの（写）（決算書・直近3期分）
- ・商業登記簿謄本（直近の会社情報を反映したもの）又は外国のこれに類似するもの
- ・会社案内・パンフレット
- ・投資組合契約書（既に設立されている投資組合への出資を希望される場合、最新版）
- ・その他資料

（注1）事前審査申請書（提案書）の作成等、提案参加に必要な経費は、提案者の負担とします。

（注2）提出書類は、いずれも返却できません。

（注3）必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

（注4）提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

#### 5. 出資先投資組合の決定

事前審査申請書（提案書）及びその他必要書類を受理した後、下記審査プロセスを経た上で総合的に判断し、出資の可否を決定します。

（1）審査プロセス

- ① 事前審査（事前審査申請書（提案書）に基づく書面審査等）
- ② 本審査（提案書に基づく公認会計士同行による現地調査、外部有識者による評価委員会、面接審査等）

- (注1) 本審査は、事前審査を通過した方から提案書を受領した場合のみ実施します。
- (注2) 事前審査及び本審査の結果については、書面で通知します。
- (注3) 審査結果に関するお問い合わせ（不採択の理由等）には一切応じかねますので、ご承知おき下さい。

## (2) 審査のポイント

審査にあたっては、「3. 公募対象となる方」が出資要件を満たしているかを確認するとともに、下記の各項目について評価するものとします。

### 【出資提案者の評価ポイント】

- ① 過去の海外 VC ファンド等のプライベートエクイティファンドを投資対象とするファンドオブファンズ (FoF) の運営実績 (投資対象、IRR、投資倍率、FoF 含む管理資産残高)、過去の海外 VC ファンド等のプライベートエクイティファンドへの投資実績・回収実績、プライベートエクイティファンドに係る年金基金・保険会社等の機関投資家から運営受託実績
- ② 経営基盤の安定性 (財務状況、組織体制、経営者・役員の経歴)
- ③ 海外 VC ファンド等のプライベートエクイティファンド投資における法務、会計、税務等の実務に関する専門的な管理・執行体制
- ④ 外貨建投資ファンドにおける資金決済業務の実績、外貨建資産投資ファンドにおける資金決済・管理に関する専門的な管理・執行体制
- ⑤ ディールソース、ソーシング力
- ⑥ 各種専門家 (海外の FoF マネジャーなど) やアドバイザー、関連業界・企業等とのネットワーク
- ⑦ 各種専門家と連携する場合、候補の専門家の上記①②③⑤⑥

### 【提案内容の評価ポイント】

- ① 政策的意義 (投資組合の目的と政策・事業目的との整合、国内のスタートアップ支援としての意義、中小機構が出資する目的への理解)
- ② 親投資組合の運営方針 (規模・存続期間、投資対象 (投資分野)・投資基準、想定 IRR・回収方法・管理報酬・成功報酬 (ハードルレートの有無))
- ③ 親投資組合の運営体制 (投資チームの構成、投資担当者数、投資決定プロセス (発掘・投資委員会の構成・議決方法等)、管理体制 (モニタリング・レポート・リスク管理等)、投資回収プロセス、コンプライアンス確保、反社チェック、秘密保持)
- ④ 子投資組合候補先の内容 (質・量、ソーシング元等)
- ⑤ 利益相反への対応 (同種類似の事業等)
- ⑥ 出資する親投資組合が外貨建てである場合、出資金における機構の払込方法・管理方法及び外貨運用方法・実績
- ⑦ 子投資組合への投資決定に至るまでのプロセスにおける機構への情報提供・相談プロセス

※必ず上記内容を事前審査申請書又は設立趣意書に記載してください。

6. 予算額

160 億円程度（予算内で 1 社選定予定）

7. 応募先及びお問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 ファンド事業企画課

〒105-8453 東京都港区虎ノ門三丁目 5 番 1 号 虎ノ門 37 森ビル

E-mail : fundinfo@smrj.go.jp

注意事項

1. 機構から資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行ってください。
2. 審査プロセスにおいて機構が出資することが困難と判断される課題が見受けられる場合（応募者として速やかな対応を行わない場合等）には、その後の審査は行いません。
3. 機構は、自らの裁量において、事前の予告なく、本要項に定めるスケジュールや手続について、変更又は中止等を行うことができるものとします。また、機構は、本要項に定めるスケジュールや手続、又はこれらの変更若しくは中止等によって生じる、いかなる損害、損失又は費用に対しても、一切の責任を負わないものとします。